

唐崎駅前団地店舗 募集要領



大津市営住宅管理センター

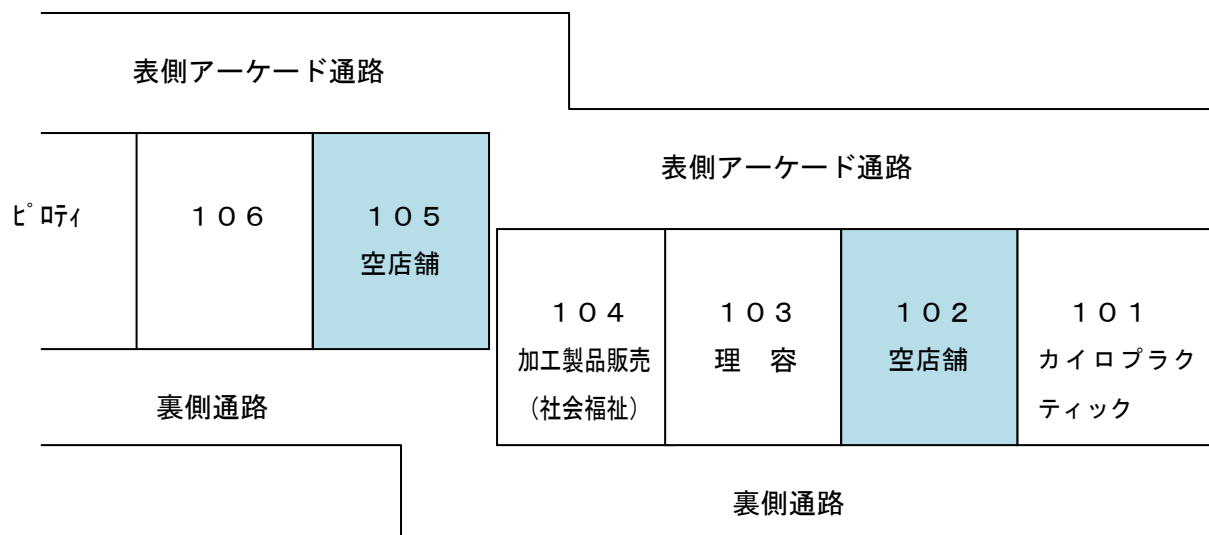
《概要》

1. 所在地 大津市唐崎二丁目10番12号
2. 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 11階建（一部10階建）
賃貸店舗6区画 B・C棟1階部分（募集店舗2区画）
市営住宅116戸 A棟1～11階、B・C棟2～10階
3. 店舗自動車置場（駐車場） 各1区画
4. 最寄り交通機関 JR湖西線「唐崎駅」下車徒歩1分

（位置図）

別紙のとおり

団地前広場



店舗番号	業種	契約面積 (m ²)	月額家賃 (円)	敷金 (円)
102号室	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 (入店済業種を除く)	64.00	69,520	417,120
105号室	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 (入店済業種を除く)	64.00	69,520	417,120

※ 業種は日本標準産業分類によります。

※ 家賃は消費税込みの額です。

※ 物価の変動に伴い、月額家賃は変更する場合があります。

※ 契約面積は、壁心計算（柱を含む）により算出しました。

間口 6.5m×奥行 9.9m（間口の開口部については、柱巾 2.34mあり）

注：1. この店舗は市営住宅唐崎駅前団地等地域住民の利便に供するためのものです。

2. 募集業種のうち、以下のものは申込みできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可を伴うもの
- (2) 主たる取扱い品目が当該市営住宅居住者の日常生活に支障を生じると予想されるもの
- (3) 日本標準産業分類で募集業種以外に当てはまるもの
- (4) 既に入店済の職種（理容・カイロプラクティック・加工製品販売（社会福祉））
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの。

3. 営業時間帯

午前6時から午後10時の間に限定します。

《申込方法》

- 入店希望者説明 大津市営住宅管理センター
(8時30分～18時00分)
- 受付場所 大津市営住宅管理センター
(8時30分～18時00分)

- 申込資格

申込者は、次の条件をすべて備えていなければなりません。

1. 大津市内に在住している方、又は営業している方で当該店舗において継続して営業することができる個人又は法人であること。
2. 申込みする業種について3年以上継続して営業を行なっている方、又は、市長が同等の資格を有していると認めた方で、申込業種の経営に必要な知識、資力、及び信用力を有している者であること。
3. 許認可等を必要とする業種については、本人若しくは従事しようとする方がその資格を有していること。
4. 家賃、敷金の支払能力を有する者であること。
5. 市税を完納している者であること。
6. 連帯保証人として次の資格を有する方を選定できる者であること。
 - (1) 原則として大津市内に居住している方
 - (2) 収入が申込者と同等以上である方なお、申込み者が法人の場合は、必ず代表者が連帯保証人になっていただきます。
7. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に該当する暴力団・暴力団員に該当しない者であること又は法人役員及び使用人等が暴力団員に該当しない者であること

- 申込に必要な書類

1. 入店申込書
2. 事業概要書
3. 出店計画書
4. 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書
5. 直近の確定申告書の写し
6. 直近の決算書の写し
7. 市税納税証明書
8. 住民票又は外国人登録済証明書
9. 定款及び登記簿謄本(法人のみ)

10. 資格を必要とする業種にあつては、その免許の写し
11. その他市長が必要とする書類

●申込みの注意

1. 申込み（個人・法人）は、所定の申込用紙により、1店舗に限ります。
2. 申込み後の業種の変更は認められませんので十分検討の上、お申込みください。
3. 申込書に虚偽の記載又は不正な申込み（二重申込等）をした場合は全て無効とします。
4. 資格条件等に合致しないと判断される場合や申込書の記載が不十分や不備がある場合は受付いたしません。
5. 郵送による申込みは受付いたしません。なお、申込書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
6. 募集業種のうち申込みできないものがありますので、募集業種の項の注意書を参照ください。

●入店者の選考

申込者について申請関係書類等に基づく資格審査を行ったうえ店舗を使用する者を選考します。

《入店及び入店後の費用》

●入店に必要な費用

1. 敷金
 - (1) 賃貸借契約締結時に納入していただきます。
 - (2) 敷金は、賃貸借契約満了又は賃貸借契約解除による明渡しの際、家賃、共益費又は契約義務の不履行による損害金があった場合は返還すべき敷金のうちから控除して残金を返還させていただきます。なお、敷金には利息はつきません。
2. 店舗の造作、設備等（内装工事費等）
 - (1) 店舗の造作（内装）と設備の施工及び費用は入店者の負担で行なっていただきます。
 - (2) 内装工事の設計図書については、あらかじめ、市長あて提出していただき承認後施工願います。

●入店後に必要な費用

1. 家賃

家賃は毎月末までに納付していただきます。

2. 共益費

共用部分の通路等の清掃、諸設備の保守、保安及び維持管理に要する費用は毎月ご負担していただきます。(唐崎駅前団地で徴収)

3. 個別費用

各自の店舗で使用される電気、水道、ガス等の使用料金やじん芥処分に要する費用は、個別にお支払いいただきます。

4. 冷暖房、空調設備費用

冷暖房、空調設備の設置及び費用は入店者の負担で行なっていただきます。

《その他ご留意していただく事項》

1. 権利譲渡等の禁止

入店者は、賃貸借契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は、転貸することはできません。

2. 明渡等による原状回復

賃貸借契約の期間満了、解約、解除による明渡しの際は、自費をもって原状に復していただきます。

3. 契約期間

店舗の契約期間は5年以内とし、大津市長が使用者に更新をしない旨の通知を行った場合を除き、契約期間を更新することができます。

4. その他

当店舗の付属施設として店舗営業者用駐車場が1区画あります。使用される場合は1区画当月額5,500円が必要となります。